

議案第13号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和3年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変更後	変更前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1~11 略		
12 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業） （1）中山間地域等		略
13 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業） （1）中山間地域等		略
14~19 略		
20 特定農業用管水路等特別対策事業 （1）中山間地域	略	

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1~11 略		
12 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業） （1）中山間地域		略
13 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業） （1）中山間地域		略
14~19 略		
20 特定農業用管水路等特別対策事業 （1）中山間地域	略	

等 (2) (1) 以外 のもの	略			
21 略				
22 地域ため池総 合整備事業（防 災ため池及び地 震対策ため池） (1) 中山間地域 等 (2) (1) 以外 のもの	略			
23 地域ため池総 合整備事業（防 災重点農業用た め池緊急整備事 業）	工事費の100分の 11に相当する額			
24 略				
25 略				
26 略				
27 略				
28 略				
(2) (1) 以外 のもの	略			
21 略				
22 地域ため池総 合整備事業（防 災ため池及び地 震対策ため池） (1) 中山間地域 等 (2) (1) 以外 のもの	略			
23 略				
24 略				
25 略				
26 略				
27 略				

29 略
30 略
31 略

備考

- 1 略
- 2 「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。
- 3・4 略
- 5 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域をいう。
 - (1) 過疎地域
 - (2) 振興山村
 - (3) 略

28 略
29 略
30 略

備考

- 1 略
- 2 「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。
- 3・4 略
- 5 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。
 - (1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
 - (2) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
 - (3) 略

6 「中山間地域等」とは、中山間地域又は中山間地域を含む市町村をいう。